

学校利用に関する支援業務

本施設を利用して小中学校のうち1校以上の水泳授業（以下「学校利用」という。）を実施する予定であり、現時点の想定条件は次のとおりである。また、この条件は、想定であるため、今後、検討の中で変更する可能性がある。

学校利用に関する詳細な条件は、本事業の事業契約締結後、本市教育委員会と事業者が協議を行い、決定となる。

1. 学校利用に関する想定条件

項目	想定される内容
実施期間	6月初旬～2月下旬（夏休み等を除く平日）
実施日数	1校あたり24日間程度 ※日数は、各年のクラス数、児童・生徒数により事業期間中の実態に合わせて変動する。
施設利用時間	午前中を想定しているが、協議による
対象校	本施設から片道15km以内
想定クラス数	小学校の場合、1学年あたり3クラスを想定 中学校の場合、1学年あたり5クラスを想定 ※将来推計は考慮していない。
開始見込年度	開始年度 R12年度から
授業実施回数	1校あたり年間24回程度 学年単位の実施を予定しているが、1学年あたりの児童・生徒数が多い場合は2～3クラス単位の実施を予定している。 なお、児童・生徒は、2時限/回、8時限/年の水泳授業を受けるものとする。 【内訳（想定）】 小学校の場合 1学年単位×6学年×年間4回=24回 中学校の場合 1学年あたり2分割×3学年×年間4回=24回
想定授業時間	指導時間 小学校の場合 90分間（45分間/時限×2時限） 中学校の場合 50分間（50分間/時限×1時限）
1回あたりの想定同時利用児童・生徒数	最大105人程度・3クラス程度 【内訳（想定）】※将来推計は考慮していない。 小学校の場合 1学年あたり3クラス×35人=105人 中学年の場合 1学年あたり2分割 3クラス×35人=105人
想定される事業者の運営収入	水泳指導業務委託料 協議した金額（自主事業による収益） バス送迎業務委託料 協議した金額（自主事業による収益） 施設使用料 事業者からの提案された利用料金（利用料金収入）
契約者及び契約更新の頻度	単年度ごとの契約
通常授業以外の水泳練習	特に考慮しなくてよい

2. 学校利用に関する支援業務内容

学校利用に関する詳細な条件は、本事業の事業契約締結後、本市教育委員会と事業者が協議を行い、決定となる。ただし、現時点で想定している事項は以下のとおり。

(1) 学校利用調整業務

- ア 事業者は、本施設で実施することを想定している本市の小中学校の水泳授業が円滑に実施できるように、本市教育委員会との調整を行うこと。
- イ 学校授業の詳細な実施日程や時間帯等を含む学校利用の条件については、各事業年度の前年度に教育委員会と協議し、決定するものとする。

(2) 水泳指導業務

ア 想定している事業者の配置職員

指導員：1クラス2名程度の配置。水泳指導の経験ある者等、条件を求める可能性あり。

監視員：適宜配置。

救護責任者：1名常駐（学校利用時のみ。緊急救護に対応するため。）

※ 学校の教員は引率のみのため、水泳指導、安全確保、教員補助等に対応するための職員を配置することになるものを想定。

イ 想定している学校利用

- ・児童・生徒・教員の着替えは、本施設内で行う。
 - ・一般利用者との同時利用は、行わない。
 - ・プール以外の施設の利用を可能とするが、一般利用者と児童・生徒の動線が交わらないよう配慮する。
- ※ 児童・生徒の入退は、学校側の管理のもと行う。

(3) バス送迎業務

ア 送迎バスの乗車定員を40人/台以上と想定しているが、乗車定員、台数及び車種等は、学校運営に支障のないよう本市教育委員会と協議の上、決定するものとする。

イ 事業者は、事業期間内に送迎バスの運行上、必要となる、送迎バスの調達、メンテナンス及び燃料の確保、任意保険への加入等を行うこと。

ウ 送迎バスは、必要な点検・整備を日常的に行い、常時安全性・快適性等の性能を維持すること。

エ 安全性には十分配慮し、周辺住民、学校関係者等を含め、クレームの無い運行に努めること。

オ 送迎時には、児童・生徒に加え、1名以上の引率教員が同じバスに同乗できるものとし、事業者側から運転手を含め1名以上帯同すること。

カ 運転手は、バス送迎業務を行うにあたり、必要な資格保有者が行い、必要に応じて、児童・生徒の乗降の介助を行うこと。

キ バス事業者への再委託も可とする。